

広情個審第17号  
平成29年7月31日

広島市監査委員 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 大久保 隆志

保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年3月4日付け広監第126号、平成27年3月23日付け広監第173号及び平成27年4月7日付け広監第2号で諸問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諸問第38～40号関係）

## 答申書

請問のあった事案について、次のとおり答申します。

### 【請問事案】

- ① 平成27年3月4日付け広監第126号の請問事案（請問第38号事案）

平成26年12月26日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市監査委員（以下「実施機関」という。）が平成27年1月22日付け広監第103号で行った保有個人情報部分開示決定に対する同月23日付け異議申立て

- ② 平成27年3月23日付け広監第173号の請問事案（請問第39号事案）

平成27年2月9日付けの保有個人情報開示請求に対し、実施機関が同月19日付け広監第122号で行った保有個人情報部分開示決定に対する同年3月11日付け異議申立て

- ③ 平成27年4月7日付け広監第2号の請問事案（請問第40号事案）

平成27年2月9日付けの保有個人情報開示請求に対し、実施機関が同年3月9日付け広監第129号で行った保有個人情報部分開示決定に対する同月13日付け異議申立て

### 1 審査会の結論

実施機関が、上記3件の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った、各部分開示決定は妥当である。

### 2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき申立人が行った本件開示請求に対し、実施機関が行った部分開示決定について、全ての開示を求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

ア 精査段階の情報であることを開示しない理由としているが、すでに結論の出た内容であり理由にならない。

イ 意思決定途中段階の情報であることを開示しない理由としているが、地方自治法第242条第5項により職員措置請求から60日以内に監査及び勧告は行なわなければならず、すでに職員措

置請求から 60 日経過しており、仮に決定途中段階の情報を開示したところで何ら監査に影響を与えるものでなく理由にならない。

ウ 請求者自身に対して措置請求についての内容資料などを開示することは適正な監査になんら支障はない。非開示とすることこそ不適正な監査と疑問を持たれるだけであり無意味である。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等及び口頭意見陳述での主張を要約すると、次のとおりである。

#### (1) 対象公文書について

本件開示請求に関する対象公文書として、別表記載の文書 1 から文書 8 を特定した。

なお、文書 4 は、諮問第 39 号事案及び諮問第 40 号事案において開示請求され、部分開示決定を行っている。

#### (2) 不開示理由について

条例第 11 条第 4 号に該当するため不開示としたものであり、請求対象個人情報の種類ごとの理由は以下のとおりである。

##### ア 議事要旨、質疑応答要旨、説明について

今後の住民監査請求に係る監査委員の職務権限の行使に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、結局住民監査請求の制度の趣旨が十分に実現されないこととなることも予想されるため。

##### イ 要件審査、要件再審査、要件審査調書について

監査結果で公表されている以上に要件審査の具体的手法や要件に関する監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理や審査における監査委員の自由な意見交換に支障を生じることも予想されるため。

##### ウ 実施計画、スケジュールについて

監査への対応の手がかりを与えるとともに、監査の実施方法や日程等、監査委員の合理的裁量に委ねられるべき事項が、第三者の監視、批判の対象となり、法の予定しない制約が裁量権の行使に対して加えられ、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になることも予想されるため。

##### エ 陳述における取扱、異議申立書に対する回答について

意見陳述の手続きに関する運営のあり方が第三者の批判や監視等の対象となり、あるいは開示された結果にとらわれて、今後の意見陳述の運営方法が一律化、硬直化するなど、意見陳述の実

施に関する監査委員の裁量権の行使が法の予定するところを超えて事実上制約される事態が生じることが予想されるため。

#### オ 協議録について

個人的な見解までもが住民の評価、監視、批判の対象となり、今後の監査事務に係る監査委員の職務権限の行使に対して率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるなど抑制的、萎縮的効果をもたらす事態も予想されるため。

### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

#### (1) 審議の併合について

諮詢第38～40号については、申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

#### (2) 本件対象公文書の保有個人情報該当性について

実施機関の説明によると、本件開示請求に対しては、各本件文書に記載された全ての情報を対象保有個人情報の範囲として特定した旨説明する。

しかしながら、保有個人情報の開示請求の対象は、情報公開における開示請求の対象が「公文書単位」であるのと異なり、請求者である申立人の「自己に関する保有個人情報」として公文書に記載されている部分に限られ、開示・不開示の決定は、「情報単位」で行う必要がある。

審査会が、各本件文書を見分したところ、各本件文書を構成する情報であって申立人が開示請求をすることができる「自己に関する保有個人情報」が記載されているもので部分開示されたものは、別表記載の保有個人情報①～⑯である。

以下、保有個人情報の内容ごとに類型化し、それぞれ不開示とされた部分の不開示理由の妥当性について検討する。

#### ア 「『要件審査について』、『受理について』」について（保有個人情報①、③、⑥、⑧、⑩、⑫、⑯）

これらの不開示部分には、「要件審査項目」と「審査の結果」が記載されている。これらを開示することにより、審査要件の具体的手法や要件に関する監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理や審査における監査委員の自由な意見交換に支障を生じることが予想され、住民監査請求に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第11条第4号に該当し、不開示が妥当である。

#### イ 「『要件審査調書』、『要件再審査調書』」について（保有個人情報②、④、⑤、⑦、⑨、⑪、⑯）

(13)、(19)、(20)

これらの不開示部分には、補正の要否を検討するための審査項目や、各項目に対応する申立人が提出した措置要求書の内容が記載されている。これらを開示することにより、審査要件の具体的手法や要件に関する監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理や審査における監査委員の自由な意見交換に支障を生じることが予想され、住民監査請求に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第11条第4号に該当し、不開示が妥当である。

ウ 「異議申立て」について（保有個人情報⑭、⑯）

これらの不開示部分には、異議申立ての処理に係る対応方針とその理由が記載されている。これらを開示することにより、監査委員の合議内容が批判や監視等の対象となり、あるいは開示された結果にとらわれて、今後の対応が硬直化するなど、対応方針決定に関する監査委員の裁量権の行使が法の予定するところを超えて事実上制約される事態が生じることが予想され、住民監査請求に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第11条第4号に該当し、不開示が妥当である。

エ 「協議録」について（保有個人情報⑮、⑰）

これらの不開示部分には、特定の監査委員の見解等が記載されている。これらを開示することにより、個人的な見解までもが評価、監視、批判の対象となり、今後の監査事務に係る監査委員の職務権限の行使に対して率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるなど抑制的、萎縮的効果をもたらす事態も予想され、住民監査請求に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第11条第4号に該当し、不開示が妥当である。

(3) その他の部分について

上記(2)で申立人の保有個人情報と判断した以外の部分については、審査会において精査したところ、そもそも申立人に係る開示請求の対象となる保有個人情報が含まれておらず、条例第15条に従い不開示としたことは結論において妥当である。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

対象公文書		保有個人情報
文書1	平成26年第21回監査委員会議(12月10日持ち回り審議)議事録の調製について(伺い)	① 広島市職員措置要求(第73号事案)の要件審査について ② 要件審査調書(第73号案件「広島市教育委員会に関する措置請求」)
文書2	平成26年第22回監査委員会議(12月18日開催)議事録の調製について(伺い)	③ 広島市職員措置要求(第73号案件)の受理について ④ 要件再審査調書(第73号案件) ⑤ 要件審査調書(第73号案件) ⑥ 広島市職員措置要求(第74号案件)の要件審査について ⑦ 要件審査調書(第74号案件「広島市立〇〇小学校〇〇〇〇〇〇に関する措置請求」) ⑧ 広島市職員措置要求(第75号案件)の要件審査について ⑨ 要件審査調書(第75号「広島市長に関する措置請求書」)
文書3	平成26年12月1日受付け広島市職員措置請求書の補正について(伺い)	(申立人の保有個人情報は含まれていない。)
文書4	平成27年第1回監査委員会議(1月14日開催)議事録の調製について(伺い)	⑩ 広島市職員措置請求(第76号案件)の要件審査について ⑪ 要件審査調書(第74号案件「広島市立〇〇小学校〇〇〇〇〇〇に関する措置要求」) ⑫ 広島市職員措置請求(第77号案件)の要件審査について ⑬ 要件審査調書(第77号案件「広島市〇〇小学校〇〇〇〇〇〇に関する措置請求」)
文書5	広島市職員措置請求書(第76号)に係る異議申立てに対する回答について(伺い)	⑭ 〇〇〇〇氏からの異議申立てについて
文書6	住民監査請求(第76号)について、〇〇監査委員に協議をしたので供覧します。(供覧)	⑮ 協議録(〇〇委員)No.39 ⑯ 〇〇〇〇氏からの異議申立てについて
文書7	住民監査請求(第77号)について、〇〇監査委員に協議をしたので供覧します。(供覧)	⑰ 協議録(〇〇委員)No.35
文書8	平成27年第2回監査委員会議(1月19～21日持ち回り審議)の議事録の調製について(伺い)	⑱ 広島市職員措置請求(第77号案件)の受理について ⑲ 要件再審査調書(第77号案件) ⑳ 要件審査調書(第77号案件)

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 3. 4	広監第126号の諮問を受理（諮問第38号で受理）
27. 3. 23	広監第173号の諮問を受理（諮問第39号で受理）
27. 4. 7	広監第2号の諮問を受理（諮問第40号で受理）
29. 3. 2 (第1回審査会)	第1部会で審議
29. 4. 14 (第2回審査会)	第1部会で審議
29. 5. 12 (第3回審査会)	第1部会で審議
29. 6. 14 (第4回審査会)	第1部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大橋 弘美	弁護士
片木 晴彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授